

給与支払報告書の記入方法の詳細については、国税庁で作成している『令和6年分年末調整のしかた』及び『令和6年分源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』をご覧ください。

記入例

⑮受給者生年月日
元号は漢字(『大正』、『昭和』、『平成』、『令和』)で記入してください。

7 給与と支払報告書（個人別明細書）

※ 区分										※ 種別										※ 整理番号										※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1 支払いを受ける者住所 上山市河崎1234番地										2 受給者番号 3456										3 個人番号 789012345678										4 役職名 (フリガナ) カミノヤマ タロウ 氏名 上山 太郎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
										5 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)										6 16歳未満扶養親族の数										7 障害者の数										8 非居住者である親族の数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
										9 特定										10 老人										11 その他										12 特別										13 その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
										14 有										15 従有										16 人										17 人										18 人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19 社会保険料控除等の金額										20 生命保険料の控除額										21 地震保険料の控除額										22 住宅借入金特別控除の額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23 内										24 千円										25 千円										26 千円										27 千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
28 (160000)										29 421700										30 120000										31 50000										32 1631000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
33 (摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 0円、控除外額 240,000円										34 (1) 上山 五郎(年少)										35 前職 上山商事(上山市河崎2-2 支払金額:450,000円 社会保険料:0円 源泉徴収税額:0円 退職:令和6年1月31日										36 上山 秋子(退職) 平成5年6月7日 上山市河崎6789番地 600,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
37 生命保険料の金額										38 新生命保険料の金額										39 旧生命保険料の金額										40 介護医療保険料の金額										41 新個人年金の金額										42 旧個人年金の金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
43 住宅借入金等特別控除の額										44 住宅借入金等特別控除適用数										45 居住開始年月日(1回目)										46 31年2月1日										47 住宅借入金等特別控除区分(1回目)										48 住(特)										49 住宅借入金等年末残高(1回目)										50 5,000,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
51 住宅借入金等特別控除可能額										52 500,000円										53 居住開始年月日(2回目)										54 年 月 日										55 住宅借入金等特別控除区分(2回目)										56 年 月 日										57 住宅借入金等年末残高(2回目)										58 円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
59 (源泉・特別) 控除対象配偶者										60 フリガナ カミノヤマ ハナコ										61 氏名 上山 花子										62 区分										63 配偶者の合計所得										64 480,000円										65 国民年金保険料等の金額										66 17,500円										67 旧長期損害保険料の金額										68 円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
69 個人番号										70 234567890123										71 9										72 基礎控除の額										73 9										74 円										75 所得金額調整控除額										76 10										77 円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
78 1 11										79 フリガナ カミノヤマ ハルコ										80 氏名 上山 春子										81 区分										82 16歳未満の扶養親族										83 1										84 フリガナ カミノヤマ イチロウ										85 氏名 上山 一郎										86 区分										87 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
88 個人番号										89 567890123456										90 6										91 2										92 3										93 4										94 5										95 6										96 7										97 8										98 9										99 0										00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
100 2 11										101 フリガナ カミノヤマ ナツコ										102 氏名 上山 夏子										103 区分										104 01										105 2										106 フリガナ カミノヤマ ジロウ										107 氏名 上山 次郎										108 区分										109 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
110 個人番号										111 678901234567										112 7										113 8										114 9										115 0										116 1										117 2										118 3										119 4										120 5										121 6										122 7										123 8										124 9										125 0										126 1										127 2										128 3										129 4										130 5										131 6										132 7										133 8										134 9										135 0										136 1										137 2										138 3										139 4										140 5										141 6										142 7										143 8										144 9										145 0										146 1										147 2										148 3										149 4										150 5										151 6										152 7										153 8										154 9										155 0										156 1										157 2										158 3										159 4										160 5										161 6										162 7										163 8										164 9										165 0										166 1										167 2										168 3										169 4										170 5										171 6										172 7										173 8										174 9										175 0										176 1										177 2										178 3										179 4										180 5										181 6										182 7										183 8										184 9										185 0										186 1										187 2										188 3										189 4										190 5										191 6										192 7										193 8										194 9										195 0										196 1										197 2										198 3										199 4										200 5										201 6										202 7										203 8										204 9										205 0										206 1										207 2										208 3										209 4										210 5										211 6										212 7										213 8										214 9										215 0										216 1										217 2										218 3										219 4										220 5										221 6										222 7										223 8										224 9										225 0										226 1										227 2										228 3										229 4										230 5										231 6										232 7										233 8										234 9										235 0										236 1										237 2										238 3										239 4										240 5										241 6										242 7										243 8										244 9										245 0									

⑩住宅借入金等特別控除の額
住宅借入金等特別控除がある場合は、適用数、居住開始年月日(和暦)、区
分、可能額を必ず記入してください。
≪住宅借入金等特別控除区分≫
①「住」…一般の住宅借入金等特別控除の場合。特例居住用家屋に該当する
ときは「住(特家)」
②「認」…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合。特例認定
住宅等に該当するときは「認(特家)」
③「増」…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
④「震」…震災特例法第13条の2第1項の規定を受ける場合。特例居住
用家屋に該当するときは「震(特家)」
●当該住宅の取得や増改築が「特定取得」に該当する場合には、「(特)」を付記
します。
「特別特定取得」に該当する場合は、「(特特)」を付記します。
「特例特別特例取得」に該当する場合は「(特特特)」を付記します。

必ず従業員様の
「住宅借入金等特別控除の申告書」及び
「年末残高等証明書」を確認してください。

年末残高

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	31	年	2	月	1	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	5,000,000	円
	住宅借入金等特別控除可能額	500,000	円	居住開始年月日(2回目)		年		月		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円

「住宅借入金等特別控除可能額」とは、その年の控除の限度額です。
年末調整において所得税で控除しきれず、市県民税で控除を受けるときは必ず記入してください。